

2023年3月13日

芦屋市長
伊藤 舞 様
芦屋市教育長
福岡 憲助 様

芦屋市臨時・嘱託職員共闘委員会
委員長代行 湯浅 智美


2023 春闘要求書

まで努力すること。

- ② 労働条件に関する一切の諸事項については、すべて労働組合と協議、労使合意のうえ実施すること。
- ③ 事業の運営内容などの変更については、労使合意形成のために、実施予定の1年前までに提案すること。
- ④ 改善と思われる労働条件の変更や福利厚生などについても、会計年度任用職員に関するすべての情報提供については、組合員に周知できる期間をもって提案し、労使協議を行い合意の上で実施すること。

以上

連日のご健闘に対し心より敬意を表します。

私たちは職務を果たし、生活を守るために、自治労阪神淡路ブロック共闘会議として、2023春闘統一要求書を提出いたしましたが、芦屋市の現状から下記のとおりの独自要求を、あわせて提出いたしますので、誠意をもって検討され、3月20日までに文書で回答されますよう要求いたします。

記

1、賃金のこと

- ① 基本賃金を、正規職員と同等で、1年に4号級上げること。特に今回は物価上昇の現状について考慮すること。
- ② 職の見直しを行い、同一賃金とすること。
- ③ 早急に、会計年度任用職員事務職（1級職員）とされた10年以上同職種に従事している臨時的任用職員を会計年度任用職員専門職（2級職員）へ移行すること。
- ④ 会計年度任用職員1級職員から2級職員への移行制度を作ること。
- ⑤ 公的部門における待遇改善事業について、前回民間のみを対象とされ会計年度任用職員の賃金について改善しなかったことをふまえ、対象となる会計年度任用職員の賃金の改善をすること。
公務・民間比較賃金について、芦屋市においての比較賃金を明確に示すこと。

2、雇用の確保のこと

- ① 本人の意思がある限り、雇用の継続を保障すること。
- ② 正規職員の職場確保、及び事務・事業の縮小や廃止、業務委託等を理由に解雇を行うことなく、同等以上の雇用条件で雇用確保すること。
- ③ 会計年度任用職員の再度の任用に関して、雇用不安が無いように労使で誠意を持って協議し、労使合意に至るまで改悪しないこと。

3、現在、芦屋市におけるパートタイム会計年度任用職員が規定の勤務時間を大幅に超えて超過勤務している、また労働基準法で保障されている年次有給休暇を取ることができない勤務実態がある。このような勤務体制を是正すること。

4、休暇のこと

- ① 看護休暇を正規職員と同日数有給で保障すること。
- ② 療養休暇後の休職期間を正規職員と同日数有給で認めること。
- ③ すべての休暇を、正規職員と同様に保障すること。
- ④ 調理師が検便検査の結果、業務を休まなければならなくなった時の特別休暇を創設すること。
早急に創設できない場合は、診断書不要で休めるようにすること。

5、労使関係のこと

- ① 団体交渉は誠実に行い、雇用不安、労働条件の改善等、実態に真摯に耳を傾け労使合意に至る